

鳥取県告示第749号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年11月6日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭男

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社米子テク ノサービス	訪問介護事業所境港 すずかけの樹	境港市清水町761－ 1	平成24年11月1日	介護予防訪問介護